

JASS26 内装工事標準仕様書

改定の趣旨および経緯

－2006年2月改定－

1. 改定の趣旨

直近の内装工事標準仕様書は、1991年3月に刊行されたが、以来、10数年以上の長きにわたり改定の機会がなかった。この10年間は、建設産業にとってこれまでにない低迷期に当たり、過剰とも言える経済性の追求から、建築生産の現場では、省力化や合理化の名を借りた性質の知れない材料の採用や安易な工法への改変など、容認できない材料や施工法の適用がまかり通っていた。このような状況に鑑み、内装工事の全面的な見直しは急務であるとの認識から、今回の仕様書の改定に着手した。

1994年9月に刊行された「JASS25 ユニット類工事」も同じく改定の時期を迎えていたが、改定の実施体制の構築が不可能な状況に有るのを踏まえ、材料施工本委員会の判断を得て、ユニット類工事に規定された工事の内から、建設現場での作業が工事の主体となるシステム天井工事やフリーアクセス床ユニット工事などの4つの工事を新たに内装工事に取り込むこととした。

改定作業を進めている段階で、本会の基準・仕様書のあり方検討委員会の報告書に記された「標準仕様書における性能の記述方法」を反映し、標準仕様書に性能の節を新たに設けることとした。しかしながら、標準仕様書に性能を記載するスタイルは未だ確立しておらず、むしろ標準仕様書ごとに多様なスタイルを提案し、将来に予想される性能規定型の仕様書の誕生に繋げるとの思想から作業を進めた。当標準仕様書では、設計者が性能を「目標性能」として特記するものとし、特記のない場合には本仕様書の定める「標準目標性能」を適用するとの考えを採用している。「標準目標性能」は、当標準仕様書で定める材料・施工の仕様に従った工事手順で実現できる性能である。このように目標とする性能を明記する意図は、設計者と施工者が材料・工法の仕様に期待する性能の位置付けを共有し、工事を適正に進めることにある。

以上のほかに、次のような観点より改定を実施した。

- 1) 仕様書の構成は、種々の内装工事を、天井、壁、床ほかに区分し、できる限り統一した形式で条項を記述した。
- 2) 各部位に対する要求性能を明確化するためおよび種々ある工事の施工手順を踏まえた分類とするために、部位ごとに下地工事、板張り工事、仕上工事に区分した。
- 3) この10年間に材料・工法として定着した、コルクタイル、単板積層材下地、パネル系下地などを加えた。
- 4) 喫緊の課題となっている有害な揮発性有機化合物（VOC）や二次部材の耐震性に関しては、関連の法規や学会刊行物と整合する範囲で記述を加えた。

この改定の趣旨が建築生産活動の隅々にまで浸透し、現今の内装工事がより健全に発展することを期待する。

2. 改定の経緯

内装工事に関する本会の標準仕様書は、今から半世紀も遡る1953年にJASS19（内装工事）として建築雑誌6月号および9月号に発表された。その後、発展を遂げた新材料・工法に合致する内容に改定されたタイル工事を包含し、1963年には同じくJASS19（内外装工事）として改訂案が建築雑誌に発表され、1965年に制定・刊行された。

日本経済の発展とともに、材料および施工技術の変化はめざましく、1965年版の扱う範囲や内容について根本的な改定が期待されていた。これを受け、1979年に内装工事小委員会が再編成され、標準仕様書の見直しを開始された。

この間に、建築内装に多用されるようになった合成高分子系の床タイル・床シートおよび塗り床の施工に関する仕様については、JASS15（左官工事）、JASS19（内外装工事）、JASS20（プラスチック工事）に別れて部分的に記述されていた。工事全般にわたって一つにまとめた技術規準はなく、標準仕様書の作成が望まれていた。これを受け、1973年にプラスチック床仕上工事小委員が組織され、審議を経て1976年にプラスチック張り床仕上施工指針（案）が、続いて、1981年に合成高分子系塗床仕上施工指針（案）が提案された。これらは、仕様書の体系ではなく、正しく工事を進めるために必要な諸事項を示した施工指針としてまとめられた。その後、これらの施工指針（案）を一つにまとめて解説書とともに発行して欲しいとの要望が寄せられ、1984年より内装工事小委員会の委員を主体とした床仕上工事小委員会を新たに設置し、原案作成作業に着手した。

床仕上工事小委員会では、両施工指針（案）の統合を図るとともに、合成高分子系床材に関する技術革新の成果を取入れ、1988年1月に合成高分子系床仕上げ施工指針（案）としてまとめ、建築雑誌にその概要を発表した。さらに、委員の意見を参考に修正を加え、解説文を付してまとめ、1989年2月に合成高分子系床仕上げ施工指針として制定・刊行された。

1979年に再編成された内装工事小委員ではあったが、床仕上工事小委員会の活動に注力した事もあり、標準仕様書改定の作業ははかどらずに時間が経過したが、その後の活動により、合成高分子系床仕上げ施工指針で扱っていた合成高分子系張床・塗床をも包含し、全てに新しい標準仕様書を「JASS26 内装工事」として1991年3月に制定した。これが直近の内装工事の標準仕様書である。この時、タイル工事は、「JASS19 陶磁器質タイル張り工事」として独立した標準仕様書となったことは言うまでもない。

内装工事の標準仕様書の制定に至る経緯の記述が、直近の「JASS26 内装工事」にまえがきとして残されていないため、これまでに建築雑誌に発表された指針や標準仕様書講習会の記事を参照しながら上記の経緯をまとめた。

この「JASS26 内装工事」の改定作業は、内外装工事運営委員会の勧告により、10年経過した2001年度より開始された。開始当初の1ケ年は、ユニット類工事から移し替えることとなった、システム天井、事務所用フリーアクセスフロア、住宅用乾式二重床工事などについて工業会にヒアリングを行い、また、これらの技術で建設中の工事を見学するなど、最新の技術情報の入手・整理に時間を費やした。2002年度より実質的な仕様書改定の作業に移り、2004年度に成案を得た。しかしながら、内外装工事運営委員会の査読の結果、修正に時間を要す事となり、再度の見直しを実施し、2005年6月に最終案をまとめ、上位委員会の査読を経て改訂案の完成を見た。着手から刊行に至るまで、都合37回の小委員会開

催を経た。

最後になるが、多大の支援・助言を頂いた材料施工委員会、内外装工事運営委員会、内装工事の関連工業会に感謝を申し上げますとともに、作業に携わった委員の不断の努力と無私の貢献に敬意を表す。

2006年2月

内装工事標準仕様書改定の趣旨と経緯

－1991年3月改定－

内装工事に関する仕様書は1953年にJASS 19（内装工事）として建築雑誌に発表されるとともに制定されたが、その後新材料に適應しうる内容に改定されタイル工事も含めて1962年にはJASS 19（内外装工事）として改定案が建築雑誌に発表された。1965年にJASS 19（内外装工事）として制定され今日に至っている。

1967年から1969年には特に接着工法が広く実用化されてきているので、全面的に接着工法を折り込んだものに改定作業が行われたが、発表されるに至らなかった。また別に1973年にはプラスチック張床・塗床として施工指針が作成された。それが今日の合成高分子系床仕上げ施工指針・同解説として制定されている。

JASS 19は制定後、相当な年月を経過しており、この間材料および施工技術の変化は目覚ましく、その範囲や内容については根本的な改定が期待されていた。これを受けて1972年には、JASS 19のうち内外装共通のタイル工事を独立して改定するため仕様書の作成作業が行われ、またタイル工事以外の内装工事を改定するため1979年に内装工事小委員会が組織された。

改定の見直しをすすめるうちに、従来のJASS 19（内外装工事）を、次の2つの仕様書に分けることが材料施工委員会で決定された。

JASS 19は「陶磁器質タイル張り工事」とし、「内装工事」は、JASS 26として、それぞれ独立した仕様書とすることになった。

主な改定点は次のとおりである。

- (1) 総則を設け、適應範囲を通常の建築物の床・壁・天井を対象とする内装工事に限定し、工場生産された新構成材料や部品などはこの仕様書には含めない。したがってフリーアクセスフロア、パーティション、システム天井など最近多く使用されてきているものは別に作成のための委員会が発足しているので除外し、作業現場で施工・組立てするもののみ限定している。また、本工事に用いる用語の定義を加えている。
- (2) 一般事項では品質保証を前提として品質管理のあり方を工事の計画と管理および材料・施工・養生・検査について記述している。
- (3) 工事は床および壁・天井の部位に層別して節立てとし、それぞれに該当する各工事を明確に区分した。またカーテン・ブラインドは独立した節を設けた。
- (4) 床および壁・天井の節にはそれぞれ共通事項を設け施工品質を左右する事項、特に下地の確認、工程・手順の確認、作業の管理、後始末について述べている。また適應する下地についてもこの節に含めて対応を明確にした。
- (5) 各工事の記述は材料・下地・材料の搬入および保管・工法・検査の順にできるだけ統一している。特に材料・工法については最近の多様化・高度化に適應しうるよう配慮し、全面的

な改定となっている。

- (6) 床には学校・倉庫などの耐摩耗・弾性・防塵などを目的に多く使用されているプラスチック塗床を新設した。
- (7) 壁・天井の鋼製下地は JIS A 6517 (建築用鋼製下地材) によって全面的に改定した。
- (8) 内装工事では接着工法を見直して技術的に確信できるものをできるだけ採用している。
- (9) 金属板工事は仕上材の寸法により JIS A 6517 (建築用鋼製下地材) が適用できないことから下地作りから仕上げまで一貫した工法を採用している。

1991年3月

日本建築学会

建築工事標準仕様書制定の趣旨と執筆方針

- (1) 日本建築学会は、建築工事標準仕様書を制定し社会に対して刊行する。この仕様書は、JASS (Japanese Architectural Standard Specification) と略称し、工事種別毎に章名をつけた番号を付する。
- (2) 日本建築学会が建築工事標準仕様書を刊行する目的は、建築物の施工（一部設備等の製作・施工を含む）に際して、要求目標の設定やそれを具体化する技術的手段に関する標準モデルを示すことにより、わが国で造られる建築物の品質水準の確保、使用材料・構（工）法の標準化に資することにある。それによって発注者・設計者・監理者・施工者が、標準技術の内容に関して共有することが期待される。
- (3) 建築工事標準仕様書の直接の用途は、設計者が具体的建築工事の仕様書を作成する際に参考とすることにある。しかし設計者以外の監理者、施工者、メーカー、発注者に対する教育・啓発に使用されることも期待される。
- (4) 建築工事標準仕様書の本文は、工事請負契約図書を構成する設計図書の一部として使用・引用できるものとする。
- (5) 建築工事標準仕様書は、中立性を保ちながら合理的・経済的な技術水準を示すものとする。また、その内容は会員間に広く合意を持って受け入れられるものとする。
- (6) 建築工事標準仕様書は、技術に関する研究の進展、使用材料・構（工）法に進歩などを反映するものとし、もって本会の活動成果を社会に還元するのに役立たせる。したがって、仕様書は必要に応じて改定するものとする。
- (7) 建築工事標準仕様書は、実際の建築物に適用することを前提にしている以上、法令に適合するものとする。また、公的な諸規格をできる限り引用するものとする。
- (8) 建築工事標準仕様書は、異なる工事種別間で整合のとれた体系を保つことを原則とする。
- (9) 建築工事標準仕様書の本文に対する解説を別途付する。解説は、教育・啓発に役立つものとする。

2001年11月

日本建築学会 材料施工委員会

序

本会は、去る大正12年に建築施工技術の向上を図るため、委員会を設けて、仕様書の標準化に着手致しました。以来昭和16年までの間に、建築主体工事に関しては16の標準仕様書が作られ逐次会誌をもって発表されたのであります。その間においても技術の進歩、材料の変遷等に即して、改正が企てられましたが、当時緊迫化を辿りつつあった内外の諸情勢は、それを果さしめないまま遂に終戦を迎えたので、仕様書の改正を断念し、委員会も廃止して終ったのであります。

終戦後の混乱無秩序は、応急需要と相俟って、低劣な質の建築生産がなされて、真の建築復興の将来は実に暗澹たるものであります。しかるに進駐軍施設の建築需要が盛んになるに及んで、否応なしに海外技術の移入が行なわれるようになって、これが戦時中に低下したわが建築技術の恢復に多大の刺激を与えたことは事実として認めない訳には行かなかったのであります。昭和24年頃からは、国力も稍恢復を見せたので、従って建築物の質的改善の要請が起って参り、翌25年5月には、建築基準法が制定実施に移されて質の向上が法的にも要求されるようになりました。

それに先だって、いわゆるビルブームの兆が現われ始めましたが、25年2月建築制限がほとんど廃止されてからは、永らく抑制下にあったビル建築が一斉に勃興したので、これに対処するためにも、施工技術の高度化が要求されるに至ったのであります。そればかりでなく、わが国が戦争のために空白にした10年間と、この間の海外における建築技術の著しい進歩に鑑みても、当然施工技術の合理的改善を行わなければならない情勢にあったのであります。即ち経済性を基調に、移入技術の応用、わが国における研究成果の活用等によって、簡易化・機械化を図ることが当面の重要な課題となって来たのであります。

本会においては、これらの重要性を考慮し、昭和26年5月には、標準仕様書の全面的更改と材料規格の調査を目的とする「材料施工規準委員会」を設け、広く建築界各層の技術者および設備技術者等約230名を委員に御依頼して発足願ったのであります。

幸に委員長始め委員各位の熱誠なる御努力が実を結び、逐次発表を見るに至りましたことは建築界のためにも、誠に欣ばしいことであります。この仕様書が一段階となって、今後益々施工技術の進歩改善が期待される点は決して慥くないと信じます。

本会においても、本事業が建築界に大きな期待をもたれていることを察知致しまして、28年度事業としてこの仕様書による講習会を全国的に催し、速かな普及に資することに致しました。そのため解説の執筆など委員各位の御多忙を知りつつも相当御無理を願った点多くあることを恐縮に存じております。

本書の刊行に当りまして、委員各位の御尽力はさることながら、これを御支援御協力せられました会員初め官民各方面の職場に対しましては深甚な謝意を表しますとともに、この仕様書の普及実行に一層の御協力をたまわらんことを望んで己まない次第であります。

昭和28年11月

日本建築学会

「建築工事標準仕様書」(JASS)に発刊に際して

標準仕様書を作成することは、施工標準を決めようとするのであります。即ち合理的で経済的な施工の一定標準を定め、これが普遍化を期待し、それによって一般建築物の質の向上を図ろうとするのが、その目的であります。

先ず、その根本的方針としては、技術の進歩に即応し、新材料の利用、規格の尊重、新決定用語の採用によって、時代に適合し、しかも飛躍に過ぎることのない様、官庁と謂わず、民間と謂わず、建築界全体を通じて使用し得られる仕様書の決定版を得ようとするところに、目標を置いたのであります。

この仕様書をなるべく短期間にまとめたく思ったためと、また専門中の専門知識を動員するために、調査委員会の構成は、細分科制を採り、14の分科会を設け、独り建築主体工事に限らず機械、電気などの設備工事をも含めた33章に亘る工事別仕様書の調査執筆に着手したのであります。

審議の方法は、前記14の分科会の外に、主査も参加する運用調整委員会を設け、分科会で作られた夫々の原案を更に運用調整委員会にかけて、精粗・軽重などについての分科会相互間の均衡を考え、総合的に検討を加え、その結果を、広く建築界の輿論に問うため、会誌に発表するほか、全支部を始め全国に亘り65ヶ所の連絡機関を設けて、忌憚のない御意見を求めたのであります。それ等の結果は、再びこれを委員会に戻して、再検討を行ない、斯くして得た最終案を、本決定に運ぶような方法をとったのであります。

幸に委員各位には公私共に御多忙であるにも拘らず、全く献身的な努力を傾けられまして、御蔭をもって、昨27年8月号の会誌から逐次原案を発表することができたのであります。本書に載せた仕様書は上記の方法によって得た最終本決定の一部であります。

未だ全部の完成には到りませんが、一応成果をあげたものをもって学会が講習会を全国的に開かれることになったため、原案作成委員の方々に重ねてその解説の執筆を煩わしました。時間の関係もあって、それは執筆委員各自の責任において書かれたものであります。これによって、細目についての制定の意図、内容などが正しく御理解願えることと思えます。本委員会としては、将来仕様書の完璧を期するために、実施上の御経験などを御申越戴いて、改善に改善を重ねる考えでありますから、今後とも格別の御協力を御願ひ致したいのであります。

なお、委員長を扶けられて、非常な御尽力を払われた委員各位を始め資料の御提供に、あるいは連絡機関として成案に対しても貴重な御意見を御寄せ下さった全支部及び官公庁、建築事務所、建築業者等の方々に對し、この機会をかりて厚く御礼申上げる次第であります。

昭和28年11月

日本建築学会 材料施工規準委員会

委員長 下 元 連

日本建築学会建築工事標準仕様書 制定調査方針

(目 的)

1. 建築の質的向上と合理化を図るための適切な施工標準を作ることを目的とし、次の点を考慮して標準仕様書を体系づけた。
 - a. 建築設計を拘束したり、統制したりしないが、統一して差支えない程度のものはなるべく一定するように努めた。しかしそのため、施工技術の最低限度を割らないよう注意した。
 - b. 施工技術の専門細分化が近来特に甚しい傾向にあるので建築技術者を始め多数の専門家の密接な協力を得て、各専門分野の技術の有機的な繋りを保つと同時にそれ等専門技術の建築技術への浸透を仕様書を通じて図ることにした。
 - c. 技術に関する研究の進展、材料の進歩等に即応し、検討を経て成果を得たものは、なるべく速かに仕様書に織り込み、研究とその成果の活用とを直結して技術に進歩性をもたせた。

(用 途)

2. 広く各方面の意見を徴して、官公庁、民間を問わず中央と地方とに拘らず各種構造の建物のいずれにも適応できるものとした。

(規格, 計量, 法令)

3. 度量衡は、メートル法を主とし、その他の計量が慣用されているものについては、括弧内に併記した。
4. 日本工業規格 (JIS)、日本標準規格 (JES)、その他の規格にあるものは規格を用い、公定規格のないもので特に業界規格等を必要とするものについては、こだわらずに採用して、それ等との調整と活用とを図った。なお場合によっては、暫定的に日本建築学会規格をも作った。
5. 建築基準法その他法令に関係ある事項は、法令に定められたところと背馳しないようにした。

(体制, 略称)

6. 建築工事における一般的かつ共通的なものについて記述し、特殊な材料、工法、寸法ならびに工法その他が数種類あるものはこれを羅列し、各工事毎に特記仕様書を附加してこれに設計者が所要の事項を記入することにした。
7. この仕様書は JASS (Japanese Architectural Standard Specification) と略称し、章名の番号と併記して用語の簡明化を図った。

「建築工事標準仕様書 (JASS)」は学術、技術の進歩、材料の改善に即応せしめて、絶えず改訂を行おうとするものであるから、本仕様書を使用された経験による御意見を本会に御寄せ願ひ、その完璧を期すことに特に御協力願ひたい。

JASS 26 内 装 工 事

目 次

	本 文	解 説
	ペー ジ	ペー ジ
1 節 総 則		
1.1 適用範囲	1	…103
1.2 用 語	1	…105
2 節 目 標 性 能		
2.1 基本事項	2	…106
2.2 標準目標性能	3	…106
2.3 目標性能の検証	4	…108
3 節 工 事 共 通 事 項		
3.1 一般事項	5	…117
3.2 工事の計画と管理	5	…117
3.3 材 料	5	…118
3.4 下 地	6	…122
3.5 施 工	6	…123
3.6 養 生	7	…125
3.7 検 査	7	…126
3.8 環 境 対 応	8	…126
4 節 天 井 工 事		
4.1 天井下地工事	8	…127
4.2 天井張り工事	12	…143
4.3 天井仕上げ工事	27	…202

4.4	天井システム工事	32	214
5節 壁 工 事			
5.1	壁下地工事	37	238
5.2	壁張り工事	46	274
5.3	壁仕上工事	60	304
6節 床 工 事			
6.1	床下地工事・床張り工事	64	311
6.2	床張り・床仕上げ工事	68	319
6.3	床システム工事	85	407
7節 カーテン・ブラインド工事			
7.1	カーテン工事	91	424
7.2	ブラインド工事	94	438
8節 特 記			
8.1	総 則	96	449
8.2	特記事項	96	449